Ver26.7

長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金
（第６弾）申請の手引き

令和８年７月

（一社）長野県ＬＰガス協会

１　はじめに

「長野県ＬＰガス価格高騰対策事業」（第６弾）（以下「本事業」という。）は、物価高騰等に直面する県内ＬＰガス利用者の負担軽減を図るため、長野県内のＬＰガス一般消費者等に対して、ＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）を通した利用料金の値引きによりＬＰガス利用者に対する料金支援を実施するものです。

本事業は、（一社）長野県ＬＰガス協会（以下「協会」という。）が、事業者を通じて一般消費者等のＬＰガス利用料金の値引きを行う事業に対して、その値引き原資等を長野県からの補助を受けて実施するものです。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められており、不正行為は厳正に対処されることになります。本事業に参加する事業者は、長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金（第６弾）交付要領（以下「要領」という。）および「申請の手引き」を熟読するとともに、以下の点について十分認識の上、本事業に係る手続きの適正な実施をお願いします。

（１）　本事業は、ＬＰガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
（２）　本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
（３）　県又は協会から資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応してください。適切な対応がない場合、支援金を交付することができない場合があります。
（４）　本事業に参加するための手続き（以下「交付申請」という。）を完了（以下「交付決定」という。）する前に値引きを実施した場合、支援金の交付対象となりません。また、本事業への交付決定を受けている場合であっても、定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、支援金を交付することができません。
（５）　本事業の財源は国費であることから、支援金の関係書類は事業終了後５年間（令和 13 年度末まで）保管しなければなりません。また、県又は事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければなりません。
（６）　偽りその他の不正な手段により、事業費を不正に受給した疑いがある場合、必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、支援金の交付を行わないとともに、支払い済みの支援金のうち取り消し対象となった額を事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。
（７）　要領に記載のない細部については、県又は協会からの指示に従うものとします。

２　本事業の概要

（１）　目的

物価高騰等に直面する長野県内ＬＰガス利用者の負担軽減を図るため、事業者を通じて一般消費者等のＬＰガス利用料金の値引きを実施するものです。

（２）　概要

長野県内でＬＰガスを使用する一般消費者等を対象に、長野県が指定する値引き額により、当該対象の１契約（１メーター）当たりのＬＰガス料金（基本料金と従量料金の合計）から値引きを行った事業者に対し、値引きの原資及び実施経費を支援金として交付します。なお、２０２５年４月施行の三部料金制導入により、ＬＰガス料金は三部料金制での表示が義務化されております。したがって、値引きについて「設備料金」は対象外とします。

（３）　値引きの対象となる消費者・施設

長野県内でＬＰガスを使用している者のうち、（５）の条件を満たしかつ以下のいずれかの消費者を対象とします。

❶液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に規定する一般消費者等
❷コミュニティーガス（旧簡易ガス）を使用する者

❸国、地方公共団体、公営企業が管理・運営する施設のうち、直接住民の用に供する施設（公営住宅、施設の利用者が直接ＬＰガスの料金を負担する施設及び職員が住居の用に供する施設、学校、公民館、体育施設、文化施設、公園、美術館、図書館、博物館、幼稚園、福祉施設等）

（４）値引きの対象外となる消費者・施設

❶高圧ガス保安法上の工業的な用途でＬＰガスを利用している者

❷液化石油ガス法の質量販売により供給を受け利用している者

❸国、地方公共団体、公営企業が管理・運営する施設のうち職員が執務をする庁舎（国合同庁舎、県庁舎、県現地事務所、市町村役場、支所等）

※上記に掲げるもの以外で、対象の可否の判断に迷う場合については、本事業の趣旨に照らし合わせ個々に判断します。

（５）値引きの対象者となるための条件

以下の条件をすべて満たすＬＰガス消費者

・令和８年７月１日から同年９月 30 日までの間に長野県内でＬＰガスを利用した一般消費者等で、ＬＰガスの請求額の合計が 2,000 円以上（消費税相当額分は含まない）であること。

（６）値引きの実施

［値引き額］

上記（３）の条件を満たす者について、１契約（1 メーター）につき、上限 2,000 円（税抜き）

［対象期間］

令和８年９月、10 月のＬＰガス請求分

［値引き方法］

値引きの方法は、上記２回（月）の請求額（検針分）の中から、上限 2,000 円（税抜き）の値引きとしますが、１回（９月または 10 月）、２回どちらの実施でも結構です。なお、できるだけ多くの一般消費者等が最大金額（2,000 円）の値引きを受けることができるよう、９月及び 10 月の値引き実施（２回）について、ご協力をお願いします。

（参考例）　９月分　1,500 円の値引き　（最大値引き金額に達していない）

10 月分　　500 円の値引き　（残額分の値引きを行う）

［対象区分］

基本料金・従量料金が値引きの対象料金となります。（設備料金、リース料金は対象外）

［値引きの対象外となる場合］

・現に売上げ（請求）がない＝閉栓の場合

・交付決定後、転居、ガス事業者の切替え等　値引きを予定していた検針日の前に解約した場合

・新たに入居した方で、前の住居で補助金の交付を受けている場合

（７）周知

①値引き額の周知

周知方法については、チラシの配付、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、ガス事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。

② 値引額の明示

値引きをおこなう場合には、検針票、請求書、Web 請求書、領収書　等の値引きを実施したことがわかる内容を明示してください。基本料金から予め値引きをする　等、値引き額の明示が確認できない場合は、長野県ＬＰガス価格高騰対策事業による値引きであること、お客様にいつ、いくら値引きを実施したかがわかる書類または値引きの明示例を添付してください。

≪**値引きの明示例**（２，０００円（税抜）値引き：９月分）≫

※切り分けて検針票　等に添付

長野県ＬＰガス価格高騰対策事業により ９月分のＬＰガス料金から２，０００円（税抜）を値引きしています。 ２０２６年９月　　日 （事業者名）	長野県ＬＰガス価格高騰対策事業により 　月分のＬＰガス料金から　　円（税抜）を値引きしています。 ２０２６年　　月　　日 （事業者名）
長野県ＬＰガス価格高騰対策事業により ９月分のＬＰガス料金から２，０００円（税抜）を値引きしています。 ２０２６年９月　　日 （事業者名）	長野県ＬＰガス価格高騰対策事業により 　月分のＬＰガス料金から　　円（税抜）を値引きしています。 ２０２６年　　月　　日 （事業者名）
長野県ＬＰガス価格高騰対策事業により ９月分のＬＰガス料金から２，０００円（税抜）を値引きしています。 ２０２６年９月　　日 （事業者名）	長野県ＬＰガス価格高騰対策事業により 　月分のＬＰガス料金から　　円（税抜）を値引きしています。 ２０２６年　　月　　日 （事業者名）

（８） ＬＰガス販売事業者の要件

本事業に参加するＬＰガス事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項に同意する必要があります。

① 液石法に基づく販売登録の資格を持つ者のうち、長野県内の一般消費者等にＬＰガスを販売する者（事業所の所在地は問わない）

② 値引きを実施した一般消費者等に対して、値引きの事実を明示することができる者

③ 令和８年９月、10 月の請求分より値引きが実施できる者

④ 協会または支援事務局からの情報開示等への協力ができる者

⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座をもち、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算をおこなうことができる者

⑥ 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者等　反社会的勢力に該当しないこと。

（９） ＬＰガス販売事業者への事務手数料

本事業に参加するＬＰガス事業者に対して、以下の費用を事務手数料として交付します。

・1 販売店あたり値引きした一般消費者等の数×100 円（ただし上限は 20 万円とする）

・複数販売店をもつ販売事業者においては、1 販売事業者あたり上限を 100 万円とする

（１０）三部料金制の徹底

令和７年４月２日、三部料金制の徹底に係る規律が施行され、請求書上で、基本料金・従量料金・設備料金と並べて記載することが必要となりました。したがって、請求書における設備料金の記載方法（請求書等）について、長野県が調査確認する場合がありますので、三部料金制の徹底に配意願います。

（１１）フローチャート

○長野県ＬＰガス価格高騰対策事業に参加したことのある事業者

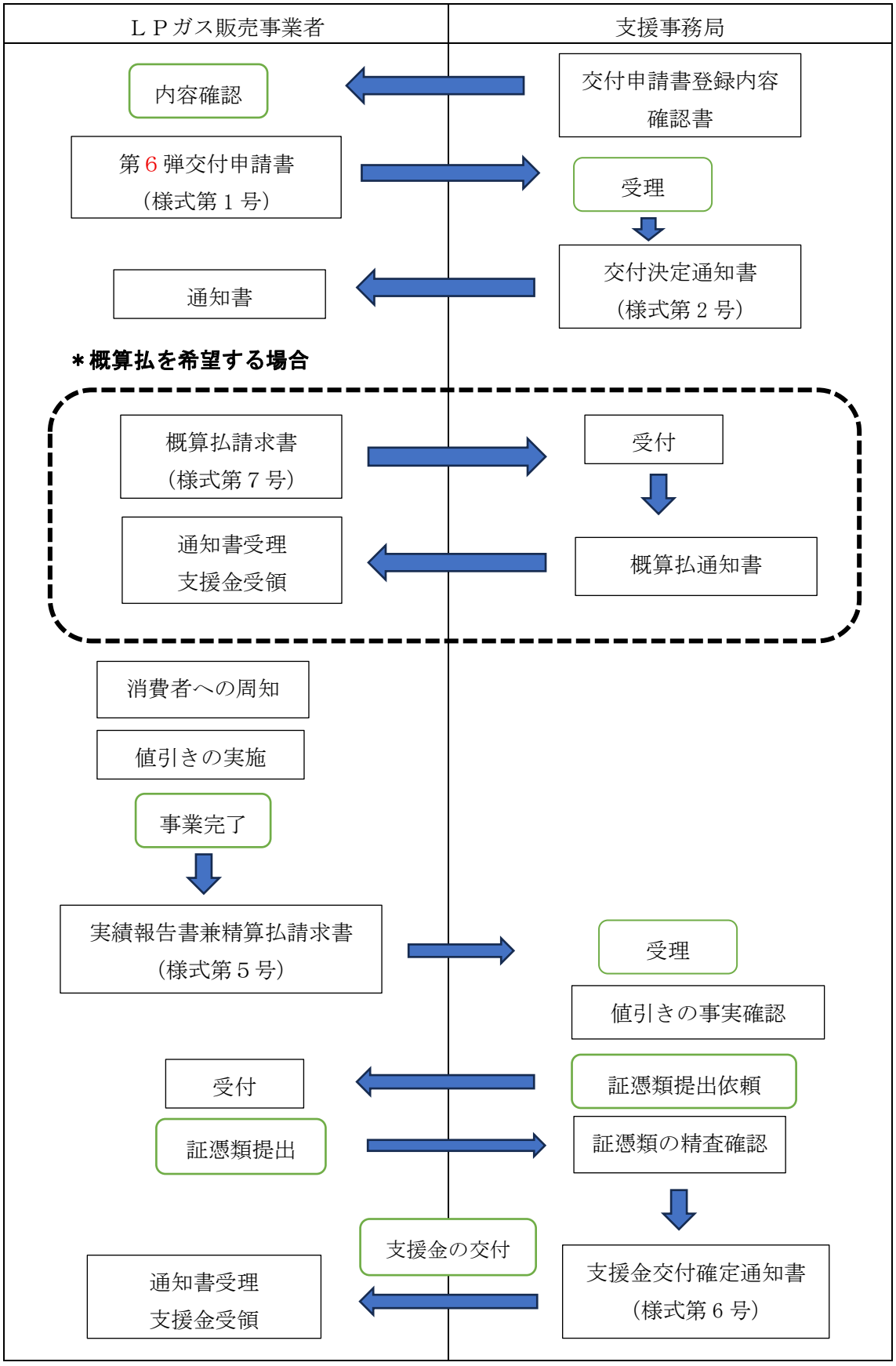

○長野県ＬＰガス価格高騰対策事業に初めて参加される事業者

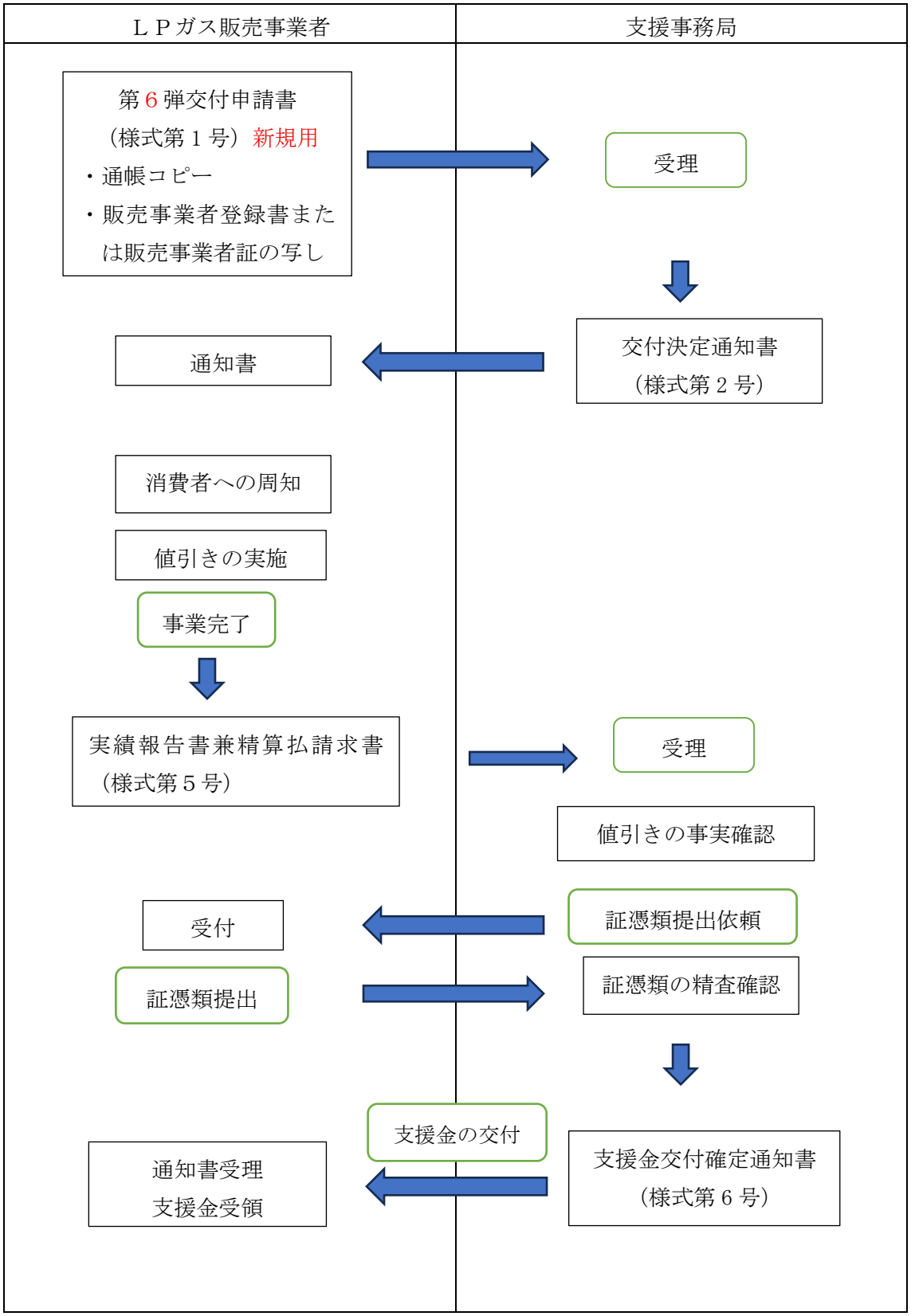

3　交付申請手続き

（1） 交付申請書

支援金による値引きを実施するためには、事前に交付申請を行なう必要があります。ただし、長野県ＬＰガス価格高騰対策事業に参加されたことのある事業者は、直近の交付申請書登録内容確認書、並びに長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金（第６弾）交付申請書の提出により交付申請とします。また、第６弾より初めて参加される事業者については、長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金（第６弾）交付申請書（新規用）ほか確認書類を提出することにより交付申請となります。

①　申請受付期間

令和８年８月 24 日（月）～ 令和８年９月 18 日（金）

＊受付期間内での内容確認が困難な事業者の方は、協会まで事前にご連絡ください。

②　確認書類

・交付申請書登録内容確認書

③　提出書類

・長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金（第６弾）交付申請書（様式第１号）

④　交付申請の単位

交付申請の単位は、販売事業者とする。ただし、複数販売店をもつ販売事業者においては、実績報告（値引きを行なった消費者一覧）の明細は販売店単位とする。

⑤　留意事項

・交付申請書を含むすべての申請書様式は、県協会ホームページよりダウンロード可能です。

・申請・受取については、基本的にはメールの受発信により内容確認をさせていただきます。メール環境がない事業者については、郵送により内容確認と返信をお願いいたします。

・交付申請は、原則、事業者＝本社等　一括で行なってください。やむをえず支店単位で行いたい事業者については、必ず協会へ相談をお願いいたします。

（2） 交付決定通知書

・交付申請書が要領等の要件を満たしているか審査し、適当と認められる場合は、交付決定通知書（様式第２号）によりお知らせいたします。

・値引きは、交付申請後、必ず交付決定通知書を受けてから行なってください。交付決定を受けない値引きには、支援金を交付できません。

4　交付決定後の手続き

（1） 変更等承認申請書

提出が必要な場合は以下の通り

・消費者数の増加により、値引き実績が交付決定額を上回るおそれがあるとき

・交付申請内容を変更、中止、廃止しようとするとき

・事業の全部または一部を他に承継させようとするとき
・破産手続き、民事再生手続き、法的整理を行おうとするとき

（２） 概算払請求書

① 支援金は、原則、値引き実施後に精算払いとしますが、「長野県ＬＰガス価格高騰対策事業（第５弾)」を実施した事業者を対象に、概算払いをおこないます。

② 概算払いを希望される事業者は、概算払請求書（様式第 7）を提出してください。概算払額は、第５弾実績報告書兼精算払請求書の値引き実績（総額）を基準とし、その 80％を上限にお支払いします。なお、概算払請求は１回限りとします。

③ 上記事業（第５弾）を実施していない事業者で、概算払いを希望される場合は、値引予定の確認等をおこないますので、別途事務局にお問い合わせください。、

（３） 実績報告書兼精算払請求書（様式第５号）

① 提出期限　事業完了日から起算して３０日以内または令和８年 11 月 20 日のいずれか早い日

② 実績報告書兼精算払請求書（様式第５号）の提出

・様式第５号にその付表（値引きを行なった支援対象の一覧）を添付し提出する。
・様式第５号付表については、販売店（営業所）単位で作成する。
提出時は、ＰＤＦ形式ではなく、必ず excel ファイルを添付する。

③ 留意事項

概算払がある場合、様式第５号に概算払済の金額を記載し、精算額を算出してください。

④ 提出方法

様式第５号及びその付表に必要事項を入力してメールで申請するか、メール環境がない事業者については、申請書様式を用いて郵送により提出する。

（３）値引きの事実確認書類の提出

① 提出いただいた実績報告書の確認後、支援事務局で無作為に抽出した消費者について、値引きの事実を５件確認させていただきます。場合によっては、要領第１７条に基づき実地検査をすることがあります。

② 値引き確認書類として認められるもの

検針票控え、領収書控え、請求書控え　Web 明細等のスクリーンショット　等

（４）支援金確定通知書の送付と支援金の支払

実績報告書兼精算払請求書が交付要領や本手引きの要件を満たしているか審査し、報告内容が適当と認められる場合は、メールまたは郵送により支援金交付確定通知書（様式第６号）を送付のうえ、支援金を指定口座に振り込みます。

５　支援金の交付条件

（１） 事業者は支援対象事業費の経費について、帳簿およびすべての証憑類を備え、他の経費

と明確に区分して、常にその収支上を明らかにする必要がある。

（２） 県および協会は、必要に応じて事業者から報告を求めることができる。また、その報告に対して調査することもできる。

（３） 事務局は事業者が、要領の規定に違反した場合および不正な申請を行なった場合は、支援金の交付決定の全部または一部を取り消しすることができる。

（４） 事業者は、前３項により補助金の交付決定が取り消しされた場合は、事務局が指定する期日までに遅滞なく支援金を返還しなければならない。

（５） 事業者は、支援対象事業に関する帳簿および証憑類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

以上